

公示番号：160290

国名：ドミニカ共和国

担当部署：ドミニカ共和国事務所

案件名：地方自治体計画策定能力強化プロジェクト（フェーズ2）詳細計画策定調査（参加型開発計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：参加型開発計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年6月中旬から2016年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 1.0/M、合計 1.40 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月2日(木)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	参加型開発に係る各種調査
対象国／類似地域	ドミニカ共和国／全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ドミニカ共和国は1990年代以降高い経済成長を遂げ、2010年にGNIがほぼ5,000ドル、2014年には5,950ドルと実質的に中所得国となった。しかし貧困層に属する住民の割合は2010年以降ほぼ変わっておらず、GNIの伸びに見合った便益が貧困層には届いていない（世界銀行データ <http://data.worldbank.org/country/dominican-republic> 参照）。特に地方には特に経済発展の恩恵が行き届かず、都市部と地方部の格差はより広がっている。国境地域ではその傾向がより強くなっている。

政府は国家としての効率的な開発の推進、国内格差の是正のため、2005年から2008年にかけて行財政改革に関する法律や施行細則を制定し、行政機関の組織や機能、行政手続きの見直しを行った。2006年の「国家計画・公共投資システム法（SNPIP）」（法律第498-06号）では、地域、県、市の各レベルでの開発評議会（Consejo de Desarrollo）の設置が義務付けられ、住民から開発ニーズを吸い上げる仕組みが示された。加えて2007年の「地方自治体法」（法律第176-07号）では、地方自治体が主体的に開発計画を策定することが定められた。これらの法制度により、地域における開発ニーズが中央省庁の政策に反映される仕組みが整備されるとともに、国家開発計画の実現に向け、経済企画開発省（MEPyD）がSNPIP運用の全体調整の役割を担う法的な体制が整備された。

2012年から2015年にかけて実施されたプロジェクト「自治体開発計画能力強化プロジェクト（DECADA）」では、MEPyDが取り組むSNPIPの運用能力強化に協力し、前半ではダハボン県の5市における市開発評議会（CMD）の形成と市開発計画（PMD）の策定、そして計画の実施支援をMEPyDと共に行った。DECADA後半は前半で確認した地域ニーズを中央政府の施策に反映させるため、SNPIPに基づいた地域ニーズを中央政府の政策に反映させる仕組みの試行を3つのセクター（観光、農業、大統領府の社会政策調整局）の協力を得て実施した。その結果、SNPIPの運用の方向性がDECADAにより示された。

ドミニカ共和国政府は、DECADAにより示された成果と方向性をふまえ、SNPIPの全国での適用に向けて、より広範な地域とセクターによる取り組みを推進するための支援を日本政府に要請した。

これを受けてJICAは、協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

本プロジェクトはダハボン県を含む北部7県において、住民参加型による市開発計画の策定と実施に必要な能力の強化と、中央省庁による住民のニーズを反映した中期的な開発計画の策定、予算の確保、実施支援、SNPIPが定める地域（Region）レベ

ルの計画策定を試行することで、SNPIP の機能強化に貢献することを目的としている。

SNPIP の運用と適用地域の拡大については MEPyD が主体的に進めているが、プロジェクトを進めるにあたって MEPyD 内部局、中央省庁、地方自治体との関与や組織的な能力や役割分担が必ずしも明確ではなく、本詳細計画策定調査においてこれらを確認し、実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016 年 6 月中旬)

- ①要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ドミニカ共和国側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (西文) を作成する。
- ②プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2016 年 6 月中旬～7 月中旬)

- ①JICA ドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ②ドミニカ共和国側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) SNPIP 関連各組織 (MEPyD, 中央省庁、市、全国自治体連合会 (FEDOMU), 他) の計画策定能力の現状を分析する。
 - イ) SNPIP の運用の進捗状況について確認する。
 - ウ) SNPIP の運用上の関係機関の役割分担、業務の概要を把握する。
 - エ) SNPIP に関連する法制度・政策の状況を把握する。おもな法案・政策は次のとおり。

法案：共通地域区分 (Unified Region for National Planning/Region Unica de Republica Dominicana)

政策：市行政改革 (Municipality Reform/Reforma Munincipal)、
地域管理 (Territory Organization/Ordenamiento Teritorial)、
行政の地方分権 (Decentralization of Public Administration /Descentralizacion de Administracion Publica)
- ④SNPIP 関係機関の能力強化の方針案を作成する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 市、県、地域の各レベル開発委員会
 - イ) MEPyD および中央政府
 - ウ) FEDOMU・Liga Munincipal などその他 SNPIP の運用に係る組織、大学など能力強化に係る組織とプロジェクトとの関わり方についての検討。
- ⑤SNPIP を実施するための関係者間の連絡、調整、協議、打合せの手順や役割な

どの実際を把握し、強化改善の方針案を作成する。ダハボン県における DECADA の例、南部県における MEPyD の取組の例、地方自治体および市民支援プログラム PASCAL の例などを参照する。

- ア) 県レベルの委員会、計画策定
- イ) 地域 (Region) レベルの委員会、計画策定
- ウ) 市、県、地域各レベルと MEPyD の間
- エ) MEPyD 内 3 局の間
- オ) MEPyD と関係各省庁の間

- ⑥ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 参加型計画策定能力強化の具体例などプロジェクトでの取り組みの実際について説明する。
 - イ) 参加型計画策定の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑦ 担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ⑧ R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ドミニカ共和国事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2016 年 7 月中旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事前評価表 (案) 作成に協力する
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

本契約における報告書並びに成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積書に計上して下さい。)
航空経路は、日本⇒(ニューヨーク経由) サントドミンゴ⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICA ドミニカ共和国事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・車両関係費 (地方における車両関係費のみ)

*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年6月15日～2016年7月14日を予定しています。JICA本部調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。また、現地派遣期間は数日前後する可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 地方行政 (JICA)

ウ) 参加型開発計画 (コンサルタント)

エ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

オ) 協力企画 (JICAドミニカ共和国事務所)

③便宜供与内容

JICAドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA からの調査団員の調査期間については同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし (評価分析団員の現地調査期間については日本語⇄スペインとの通訳を配置します)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA からの調査団員到着前の関係機関へのアポイントメントの取り付けについては、コンサルタントが行うことが必要となる場合があります

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部行財政金融チーム (TEL:03-5226-6932) にて配布します。

・要請書、プロジェクト準備調査報告書 (西文) (2016年3月)

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・技術協力プロジェクト「地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」プロジ

エクト事業完了報告書（2015年12月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024541.html>
・開発調査「国境地域の持続的開発に向けた効果的プログラム運営管理能力向上計画調査」ファイナルレポート（2008年10月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000176325.html>

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上